

令和**5**年版

実務**税法六法**—法令

新日本法規

第六編 租税特別措置等(1)

租税特別措置法

(昭三二・三・三一)
法二二六

最終改正 令五法三
編注 令和六年一月一日以降施行分については、該当条文末尾参照

目次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 第一章 総則(第一条―第二条の二) | 八五〇 |
| 第二章 所得税法の特例 | 八五三 |
| 第一節 利子所得及び配当所得(第三条― 第九条の九) | 八五三 |
| 第二節 不動産所得及び事業所得 | 八五三 |
| 第一款 特別税額控除及び減価償却の特 例(第十条―第十九条) | 八五三 |
| 第二款 特定船舶に係る特別修繕準備金 (第二十条・第二十一条) | 八五三 |
| 第三款 鉱業所得の特例(第二十 二条―第二十四条) | 八五三 |
| 第四款 農業所得の特例(第二十 四条の二―第二十五条) | 八五三 |
| 第五款 その他の特例(第二十五条の二 ―第二十八条の四) | 八五三 |
| 第三節 給与所得及び退職所得等(第二十 九条―第二十九条の四) | 八五三 |
| 第四節 山林所得及び譲渡所得等 | 八五三 |
| 第一款 山林所得の特例(第三十 | 八五三 |

| | |
|---|-----|
| 第二款 長期譲渡所得の特例(第三 十一条―第三十一条の四) | 九〇 |
| 第三款 短期譲渡所得の特例(第 三十二条) | 九七 |
| 第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別 控除等(第三十三条―第三十三 条の六) | 九六 |
| 第五款 特定事業の用地買収等の場合の 譲渡所得の特別控除(第三十四 条―第三十四条の三) | 九六 |
| 第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控 除(第三十五条) | 一〇四 |
| 第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所 得の特別控除(第三十五条 の二・第三十五条の三) | 一〇六 |
| 第七款 譲渡所得の特別控除額の特例 (第三十六条) | 一〇九 |
| 第七款の二 居住用財産の買換えの場合 等の長期譲渡所得の特例の 特例(第三十六条の二―第 三十六条の五) | 一〇〇 |
| 第八款 特定の事業用資産の買換えの場 合等の譲渡所得の特例の特例 (第三十七条―第三十七条の 九) | 一〇三 |
| 第九款 有価証券の譲渡による所得の課 税の特例等(第三十七条の十一 ―第三十八条) | 一〇五 |
| 第十款 その他の特例(第三十九条―第 四十条の三) | 一〇六 |
| 第四節の二 内部取引に係る課税の特例等 (第四十条の三の三―第四十 条の三の四) | 一〇七 |
| 第四節の三 居住者の外国関係会社に係る | 一〇七 |

| | |
|--|-----|
| 第一款 所得等の課税の特例 | 一〇七 |
| 第二款 居住者の外国関係会社に係る所 得の課税の特例(第四十条の四 ―第四十条の六) | 一〇七 |
| 第三款 特殊関係株主等である居住者に 係る外国関係法人に係る所得の 課税の特例(第四十条の七―第 四十条の九) | 一〇六 |
| 第五節 住宅借入金等有する場合の特別 税額控除(第四十一条―第四十一 条の三) | 一〇三 |
| 第六節 その他の特例(第四十一条の三の 三―第四十二条の三) | 一一三 |
| 第三章 法人税法の特例 | 一一三 |
| 第一節 中小企業者等の法人税率の特例 (第四十二条の三) | 一一三 |
| 第一節の二 特別税額控除及び減価償却の 特例(第四十二条の四―第五 十四条) | 一一三 |
| 第二節 準備金等(第五十五条―第五十七 条の九) | 一一三 |
| 第三節 鉱業所得の特例(第五十八 条―第五十九条) | 一一三 |
| 第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人 の日本船舶による収入金額の 課税の特例(第五十九条の二) | 一一三 |
| 第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例 (第六十条) | 一一三 |
| 第三節の四 国家戦略特別区域における指 定法人の課税の特例(第六十 一条) | 一一三 |
| 第四節 認定農地所有適格法人の課税の特 例(第六十一条の二・第六十一 条の三) | 一一三 |
| 第四節の二 交際費等の課税の特例(第六 | 一一三 |

| | | | | | | |
|--|-----|---|-----|--|-----|--|
| 第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二） | 三四六 | 第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例 | 三〇一 | 第三節の四 自動車重量税の特例（第九十條の十一・第九十條の十五） | 一五五 | |
| 第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条） | 三四七 | 第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九） | 三〇一 | 第三節の五 国際観光旅客税法の特例（第九十條の十六） | 一五七 | |
| 第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例 | 三四七 | 第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五） | 三〇二 | 第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条） | 一五七 | |
| 第一款 収入等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二） | 三四七 | 第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の六） | 三〇三 | 第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条） | 一五七 | |
| 第二款 特定事業の用地買取等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五） | 三四七 | 第四章 相続税法の特例（第六十九条―第七十條の十三） | 三〇三 | 第八章 雑則（第九十七条―第九十八条） | 一五七 | |
| 第二款の二 特定の長期所有土地等の特の特別控除（第六十五条の五の二） | 三四七 | 第四章の二 地価税法の特例（第七十一条―第七十一条の十七） | 三〇七 | 附則 | 一五七 | |
| 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六） | 三四七 | 第五章 登録免許税法の特例（第七十二条―第七十四条の七） | 三〇九 | 第一章 総則 | | |
| 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条） | 三四七 | 第六章 消費税法等の特例 | 三〇九 | 第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十四年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法、昭和二十八年法律第六号、たばこ税法、昭和十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十二年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、国際観光旅客税法（平成 | | |
| 第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三） | 三四八 | 第六節 消費税法の特例（第八十五条―第八十六条の七） | 三一一 | | | |
| 第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四―第六十六条の五） | 三四八 | 第七節 酒税法の特例（第八十七条―第八十七條の八） | 三一一 | | | |
| 第一款 国外支配株主等に係る課税の特例 | 三四八 | 第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条―第八十八条の四） | 三一一 | | | |
| 第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の五の二・第六 | 三四八 | 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五―第九十條の二） | 三一一 | | | |
| | 三四八 | 第三節の二 石油石炭税法の特例 | 三一一 | | | |
| | 三四八 | 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十條の三の二―第九十條の三の四） | 三一一 | | | |
| | 三四八 | 第二款 その他の特例（第九十條の四―第九十條の七） | 三一一 | | | |
| | 三四八 | 第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九 | 三一一 | | | |

三十年法律第十六号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(用語の意義)

第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内又は国外 それぞれ所得税法第二条第一項第一号又は第二号(定義)に規定する国内又は国外をいう。

二 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

三 内国法人又は外国法人 それぞれ所得税法第二条第一項第六号又は第七号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同項第八号に規定する人格のない社団等で、第一号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

三及び四 削除

五 法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券 それぞれ所得税法第二条第一項第八号の三から第十三号まで、第十五号から第十五号の五まで又は第十七号に規定する法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券をいう。

六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

六の二 繰延資産 所得税法第二条第二十号に規定する繰延資産をいう。

七 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、所得又は雑所得 山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。

八 配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

九 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 それぞれ所得税法第二十二條第二項又は第三項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。

十 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

十一 青色申告書 所得税法第二条第四十号に規定する青色申告書をいう。

十二 期限後申告書 国税通則法第十八條第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書をいう。

十三 修正申告書 国税通則法第十九條第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

十四 確定申告期限 所得税法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限をいう。

十五 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項(更正の請求)に規定する更正の請求をいう。

十六 更正請求書 国税通則法第二十三條第三項に規定する更正請求書をいう。

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二条第一号又は第二号(定義)に規定する国内又は国外をいう。

二 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ第二号に規定する人格のない社団等で、前号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

一の三 公共法人 法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。

一の四 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。

一の五 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。

二 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二の二 普通法人 法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。

三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

四 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

五 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

六 分割承継法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

七 現物出資法人 法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

八 被現物出資法人 法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

九 現物分配法人 法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。

十 被現物分配法人 法人税法第二条第十二号の五

の三に規定する被現物分配法人をいう。
 十の二 株式交換等完全子法人 法人税法第二条第十二号の六の二に規定する株式交換等完全子法人をいう。
 十の三 株式移転完全子法人 法人税法第二条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。
 十の四 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。
 十の五 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。
 十の六 通算法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。
 十の七 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。
 十一 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。
 十二 分割型分割 法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。
 十三 分社型分割 法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。
 十四 適格分割 法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。
 十五 適格分割型分割 法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。
 十六 適格現物出資 法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。
 十七 適格現物分配 法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。
 十七の二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。
 十八 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。
 十九 事業年度 法人税法第十三条(事業年度の意義)及び第十四条(事業年度の特例)に規定する事業年度をいう。

二十 利益積立金額 法人税法第十八号に規定する利益積立金額をいう。
 二十一 欠損金額 法人税法第十九号に規定する欠損金額をいう。
 二十二 棚卸資産 法人税法第二十号に規定する棚卸資産をいう。
 二十三 固定資産 法人税法第二十二号に規定する固定資産をいう。
 二十四 減価償却資産 法人税法第二十三号に規定する減価償却資産をいう。
 二十五 繰延資産 法人税法第二十四号に規定する繰延資産をいう。
 二十六 損金経理 法人税法第二十五号に規定する損金経理(同法第七十二条第一号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)又は第四百四十四条の四第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)に係る決算において費用又は損失として経理すること)をいう。
 二十七 法人課税信託 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。
 二十八 確定申告書等 法人税法第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一号各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四百四十四条の四第一号又は第二号各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第三十一号に規定する確定申告書をいう。
 二十九 青色申告書 法人税法第三十六号に規定する青色申告書をいう。
 三十 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三十一 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
 三十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
 三十三 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 期限内申告書 国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書をいう。
 二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。
 三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
 四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 酒類 酒税法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類をいう。
 二 酒類製造者 酒税法第七条第一項(酒類の製造)に規定する酒類製造者をいう。
 三 製造たばこ たばこ税法第三条(課税物件)に規定する製造たばこをいう。
 四 製造たばこ製造者 たばこ税法第六条第四項(移出又は引取り等とみなす場合)に規定する製造たばこ製造者をいう。
 五 原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭 それぞれ石油炭税法第二条第一号から第四号(定義)までに規定する原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭をいう。
 六 航空機燃料 航空機燃料税法第二条第二号(定義)に規定する航空機燃料をいう。
 七 保税地域 関税法(昭和十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。
 * (施令) 一
 * (施設) 一
 (法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用) 第二条の二 法人税法第二条二十九号の二(定義)

に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第四章から第六章までを除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）及び第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定は、前項の規定を次章において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の二第二項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）、第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）及び第四条の四（受託者が二以上ある法人課税信託）の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- *（施令） 一 の二
- *（施規） 一 の二

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得

（利子所得の分離課税等）

第三条 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等で次に掲げるもの以外のもの（同法第二十三条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収を行わないもの）として政令で定めるもの（次条にお

いて「不適用利子」という。）を除く。以下この条において「一般利子等」という。）については、同法第二十二号及び第八十九号（税率）並びに第六十五号（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けようべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 特定公社債（第三十七条の十第二項第七号（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に掲げる公社債のうち第三十七条の十一第二項第一号又は第五号から第十四号（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）までに掲げるものをいう。第四号において同じ。）の利子

二 公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの）として政令で定めるものをいう。）により行われたもの又はその受益権が第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

三 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

四 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者（以下この号において「対象者」という。）又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が法人税法第二十条第十号（定義）に規定する同族会社に該当することとなる）ときにおける当該対象者その他の政令で定める者が支払を受けるもの

2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける一般利子等で、所得税法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。

3 一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第六十五号の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「の収益の分配」とあるのは、「第九十三条第一項中（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）と、「同項に」とあるのは、「第九十七条第六項中（収益の分配）」とあるのは、「の収益の分配（一般利子等を除く。以下この項において同じ。）と、「同項に」とあるのは、「同条第三項に」とする。

4 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として一般利子等の支払を受ける者から当該一般利子等の支払を受ける者から当該一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該一般利子等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条（利子、配当等の受領者の告知）、第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条第一項（名義人受領の配当所得等の調査）並びに次条のうち当該一般利子等に係る部分の規定は、適用しない。

- *（施令） 一 の四
- *（施規） 二

（利子所得等に係る支払調書の特例）

第三条の二 居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人に対し国内において平成二十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（不適用利子を除く。）又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産

を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法第二十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等（同項に規定する剰余金の配当（以下この節において「剰余金の配当」という。）を除く。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に關する同法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）の調書を同一の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託、特定株式投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券の収益の分配に關するものについては、その支払をした日）の属する月の翌末日までに税務署長に提出しなければならない。

*〔施令〕 一一
*〔施規〕 二の二・二の三

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）

第三条の三 居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債（国その他の者が発行した外国通貨で表示された公社債で政令で定めるもの（次項において「外貨建公社債」という。）を除く。）又は公社債投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等（以下「利子所得」という。）及び第二号（利子所得の分離課税等）に掲げるもの以外のもの（国外において支払われるも

の）に限る。以下この条において「国外一般公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外一般公社債等の利子等については、同法第二十二條及び第八十九條（税率）の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債（外貨建公社債を除く。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得税法第二十三條第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

3 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者、当該居住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額がある

ときは、次に定めるところによる。

一 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として、当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとす。

二 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等である場合には、第二項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項（所得税額の控除）中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 所得税法別表第一（公共法人等の表）に掲げる内国法人又は第八條第一項（金融機関等）の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用（同法第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記

載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場については、当該国外公社債等の利子等を有する居住者については、当該国外公社債等の利子等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外公社債等の利子等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項（確定申告を要しない配当所得等）に規定する支払を受けるべき利子等の額とみなす。

二 当該国外公社債等の利子等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

8 第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。

この場合において、当該内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。

9 第五項及び前二項に定めるもののほか、国外公社債等の利子等に係る所得税法第二百二十四条（利子、配当等の受領者の告知）及び第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）の規定の特例その他第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

*（施令） 二の二

*（施規） 二の四

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例）

第三条の四 国内に住所を有する個人で所得税法第十九条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する障害者等（次条において「障害者等」という。）であるものが、平成六年一月一日以後に同項に規定する預入等をなす同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公算公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同法第十条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

*（施令） 二の三

（障害者等の少額公債の利子の非課税）

第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、特別非課税貯蓄申込書と、

提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たした場合には限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その公債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替

口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていること。

二 その公債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の公債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した事項において準用する所得税法第十九条第三項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する特別非課税貯蓄申込書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（次項において準用する同条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）を超えないこと。

2 所得税法第十九条第二項から第十項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項から第七項まで及び第十項中「非課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄申込書」と、同条第三項、第七項及び第十項中「非課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄申込書」と、同条第四項から第七項まで及び第九項中「非課税貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄限度額変更申告書」と、同条第八項中「第一項、第三項又は第三項若しくは」と読み替えるものとする。

3 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、平成六年一月一日以後に購入する公債に係る前二項の規定の適用については、購入において準用する所得税法第十九条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

*（施令） 二の四
*（施規） 二の五

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法

律第九十二号) 第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるもの営業所又は事務所(以下この条及び次条において「金融機関の営業所」という。)及び次条において「金融機関の営業所」という。)に基づき預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する資金の支払者(所得税法第九十四条第七項(給与所得者の扶養控除等申告書の提出に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもの)で当該資金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該資金の支払者、勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定資金支払者」という。)が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)に委託している場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等に

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合は、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。)を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合は、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。)、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理され、かつ、その有価証券の額面金額として認められる金額として政令で定めるもの(以下こ

の条において「額面金額等」という。)とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 其の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額との合計額が、その生命保険若しくは損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、退職、転任その他の理由により、当該申告書に記載した資金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をして、収益の分配又は差益のうち、当該政令で定める場合に該当することとなつた日以後支払を受け

るべきもので政令で定めるものについては、適用しない。

3 財産形成非課税住宅貯蓄申込書は、次項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」という。）に、勤務先（特定資金支払者が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合には、当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。第七項において同じ。）の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先等及び第一項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の預入等しようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する資金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄（第一項の規定の適用を受けようとするもの）の現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に次条第四項に規定する財産形成非課税年金

貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した金融機関の営業所等の名称及び同項第三号の最高限度額（同条第五項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書を提出した場合）には、変更後の最高限度額

5 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書（次項において「財産形成非課税住宅貯蓄限度変更申告書」という。）を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄限度変更申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円を超えらるものである場合

四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合に係る申告書に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収に關する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

*（施行令） 二の五―二の二六

*（施規） 二の六―三の七

（注） 次に掲げる改正後の規定は、令和七年一月一日から施行。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六

年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づき預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第九十二条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。）が第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条におい

て「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一～四（現行）

2～9（現行）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づき預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第九十二条第七項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。）が第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先

及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途